

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	四百七号
供用開始の区間	東松山市大字松山字藤曲九三 五番八地先から同市大字松山 字仲田町八四七番一地先まで
供用開始の期日	平成二十八年十二月二十日
備考	平成二十八年十二月二十日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第十九号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長二九六・ 五四メートル。